
原子力の語り

東電福島第一原発事故後声高に語られてきたことと議論の現状

影浦 峯

東京大学・大学院教育学研究科
／情報学環

セッション1：情報とメディア 第4回市民科学者

国際会議 2014年11月23日 東京

はじめに

- ❖ 特に新しいことを言うわけではありません。東電が原発事故を起こして以来、いくつかの場所で言ってきたことの繰り返しです。
- ❖ にもかかわらず繰り返すのは、これまで分析してきた状況が変わっていないばかりか悪化さえしているからです。

目次

- ❖ 答えを要する大きな問題
- ❖ 東電福島第一原発事故の性質
- ❖ 社会的現実としての言語と法
- ❖ 不当に略奪された事故後の語り
- ❖ 語りの錯乱から政治的・法的混沌へ
- ❖ リスクコミュニケーションという茶番

答えを要する質問

- ❖ 「一般の人はゼロリスクを求め、リスクを前提に議論するのがはばかられる風潮があった」 (元原子力安全委員会委員長班目春樹氏、2012年9月18日)
- ❖ 「事故から1年を迎えましたが、『放射線パニック』は収まる気配がありません」 (東京大学病院中川恵一氏、2012年3月11日)

答えを要する質問

- ❖ 「どうして一般の人はゼロリスクを求めるのでしょうか」
(長瀧重信氏・環境省の懇談会で、2012年)
- ❖ リスクは他にもたくさんあるのに、どうして？
- ❖ 低線量の放射線に被爆しても「直ちに健康に影響はない」のに、どうして？
- ❖ もしかして、人々が無知だから？
- ❖ とすると、適切なリスクコミュニケーションが必要？

答えを要する質問

- ❖ 適切なリスクコミュニケーションが必要？
- ❖ 復興庁を中心に11省庁が数十億円規模のリスクコミュニケーション関連予算を要求（復興庁、2014年2月18日）
- ❖ 多数の「リスクコミュニケーション」プロジェクト
- ❖ パンフレット、新聞紙上の政府公報など

目次

- ❖ 答えを要する大きな問題
- ❖ 東電福島第一原発事故の性質
- ❖ 社会的現実としての言語と法
- ❖ 不当に略奪された事故後の語り
- ❖ 語りの錯乱から政治的・法的混沌へ
- ❖ リスクコミュニケーションという茶番

東電福島第一原発事故の性質

「今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま 3.11を迎えたことで発生したものであった。」

国会事故調 要約版、2012年

東電福島第一原発事故の性質

「この事故が『人災』であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、**人々の命と社会を守るという責任感の欠如**があった」

国会事故調 要約版、2012年

東電福島第一原発事故の性質

❖ 事故前に政府が言っていたこと

「これらの [安全のための] 設計は「想定されることよりもさらに十分な余裕を持つ」ようになされています。」

(文部科学省『チャレンジ！ 原子力ワールド、2010年2月)

東電福島第一原発事故の性質

「避難するかしないかについては、その『**選択の強要を受けることこそが共通の被害**である』」

(藤川賢「福島原発事故における被害構造とその特徴」環境社会学研究18号) 吉村良一「原発事故と損害賠償」

<http://www.ritsumeilaw.jp/column/column201304.html>
から再引用)

東電福島第一原発事故の性質

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

日本国憲法第25条

東電福島第一原発事故の性質

- ❖ 政府、規制組織、東電の不作為により、市民が安全に暮らす権利、健康に暮らす権利が侵害された
- ❖ 12万5000人の人が避難生活を強いられており、また人々は依然として適切な支援なしに選択を強いられていることが示すように、権利は依然として侵害されている

東電福島第一原発事故の性質

深刻な人権侵害

答えを要する質問

❖ 「どうして一般の人はゼロリスクを求めるとしてもいいですか？」

(長
政府・規制当局・東電の不作為が引き起こした深刻な人権侵害、という視点

❖ リ
がなければ、

❖ 低い
不適切な質問

響はな

❖ もし

❖ とすると、適切なリスクコミュニケーションが必要？

本来問われるべき質問

これらの不適切な質問が
適切なものであるかのように提出され、
それに対応して不適切な議論がなされ、
不適切な「リスコミ」なるものが跋扈する、
のはどうしてか？

目次

- ❖ 答えを要する大きな問題
- ❖ 東電福島第一原発事故の性質
- ❖ 社会的現実としての言語と法
- ❖ 不当に略奪された事故後の語り
- ❖ 語りの錯乱から政治的・法的混沌へ
- ❖ リスクコミュニケーションという茶番

社会的現実としての言語と法

止まれ！

- ❖ と言われると、止まります、よね？

社会的現実としての言語と法

- ❖ 言語は拘束性を持つ
- ❖ 法も拘束性を持つ
 - ❖ それは刑罰があるからではなくて
 - ❖ 本来拘束性を有するから
- ❖ 個々の発話は個別の法令が、個人的・社会的に意味を持つのは、言語と法がこのような義務的拘束性を有しているから

社会的現実としての言語と法

- ❖ しかしながら、言語や法の大規模な悪用が社会で起きると、この拘束性が破壊され、言語と法という社会的なインフラも破壊される：
 - ❖ 参加者間の関係は混乱し、不適切なものになり、
 - ❖ 本質的な問題は隠蔽され、
 - ❖ 真実は無意味さと嘘の中で相対化される

目次

- ❖ 答えを要する大きな問題
- ❖ 東電福島第一原発事故の性質
- ❖ 社会的現実としての言語と法
- ❖ 不当に略奪された事故後の語り
- ❖ 語りの錯乱から政治的・法的混沌へ
- ❖ リスクコミュニケーションという茶番

事故後の語り

「うちの息子と結婚したあとも、仕事は続けていいですよ」
(と、将来の義理の両親が言ったとする)

- ❖ そんなことを言う権利はそもそも、ない
- ❖ 黙っていると、彼ら彼女らは介入の権利を確保したものだと思いつ込む可能性が高い
- ❖ 社会がそれを黙認するとそれが前提とされ、「そんな権利はありません」と適切に言う人が「ヘン」であるとされる

事故後の語り

1. 事故に責任のある側が語る行為そのものにより、加害者が被害者のあり方を規定するという関係を作る
2. その中で、事故に責任のある側が、議論の話題を「放射線」の狭義の健康影響に矮小化し、権利の侵害については議論から除外する
3. その中で、自称放射線の「専門家」が科学的根拠のない主張を展開する（その多くは放射線リスクを軽視するもの）

事故後の語り (1)

関東、東北の方へ-----雨が降っても、健康に影響はありません

雨が降っても、健康に影響はありません。ご安心ください。場合によっては、雨水の中から、自然界にもともと存在する放射線量よりは高い数値が検出される可能性はありますが、健康には何ら影響の無いレベルの、極めて微量のものであり、「心配ない範囲内である」という点では普段と同じです。

官邸HP、2011年3月20日

事故後の語り (1)

- ❖ 政府や「専門家」から、同様の大量の呼びかけ
 - ❖ 問題ありません
 - ❖ 直ちに健康に影響はありません
 - ❖ 喫煙の方が危険です
 - ❖ ゼロリスクはあり得ません
 - ❖ 心配する方が健康に悪いです・・・

事故後の語り (1)

❖ しかし、政府と「専門家」はどのような存在だったか？

「歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった」

事故後の語り (1)

- ❖ 事故への責任を負う人々が、被害者に判断を押し付ける立場を確保した
- ❖ 政府（および「専門家」）（「人々の命と社会を守る」という責任感の欠如」した存在）が被害者に代わって判断
- ❖ しばしば「皆さんのため」を装いつつ

事故後の語り

1. 事故に責任のある側が語る行為そのものにより、加害者が被害者のあり方を規定するという関係を作る
2. その中で、事故に責任のある側が、議論の話題を「放射線」の狭義の健康影響に矮小化し、権利の侵害については議論から除外する
3. その中で、自称放射線の「専門家」が科学的根拠のない主張を展開する（その多くは放射線リスクを軽視するもの）

事故後の語り (2)

- ❖ 政府とメディアが「放射線のリスク」について語ることで、問題を二重に見誤らせた
- ❖ 明示化しないまま、それこそが問題であるということ
を前提として話を進めることで
- ❖ しかし、一部の人は、知的混乱から、それこそが問題
であると明示的に言うことで

事故後の語り (2)

「(A) 「低線量放射線を長期に被曝したら、がん死する」。

3.11後の原発事故がらみで最大の問題点、最大の不安要素となって、私たちに暗雲のように垂れ込めているのは、この(A)の命題にほかならない。」

「しかし、まだphysicalな被害がほとんど顕在化していないにもかかわらず、なぜ人々はここに不安を抱くのだろうか」

東京大学文学部・哲学研究室・一ノ瀬正樹氏

事故後の語り (2)

「今回の事故は、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま 3.11を迎えたことで発生したものであった。」

「避難するかしないかについては、その『選択の強要を受けることこそが共通の被害である』」

事故後の語り (2)

- ❖ 路上で誰かに水をかけられ、腹を立てていると同時に、ちょっと不安になっているとしましょう。
- ❖ そこに哲学の教授が出てきて、深刻ぶった表情で次のように言うことを想像してみましょう。

「しかし、まだphysicalな被害がほとんど顕在化していないにもかかわらず、なぜ君は不安を抱くのだろうか？」
- ❖ こうした行為は「二次的加害」という範疇に入り得ます。

事故後の語り (2)

- ❖ 先ほど言った、「二重に見誤らせた」とは
 - ❖ 「健康」問題を政府・東電の不作為がもたらした権利侵害と切り離して、個人の問題としたこと
 - ❖ 「健康」被害を身体的なものに矮小化したこと

事故後の語り (2)

❖ WHO憲章（日本では法的拘束力を有する）

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、完結した状態にあることをいいます。」

「健康は、1948年の世界人権宣言で認められた基本的人権の一つです」（WHOウェブサイトの解説）

事故後の語り

1. 事故に責任のある側が語る行為そのものにより、加害者が被害者のあり方を規定するという関係を作る
2. その中で、事故に責任のある側が、議論の話題を「放射線」の狭義の健康影響に矮小化し、権利の侵害については議論から除外する
3. その中で、自称放射線の「専門家」が科学的根拠のない主張を展開する（その多くは放射線リスクを軽視するもの）

事故後の語り (3)

- ❖ その中で、「専門家」が、科学的根拠のない—しばしば完全に誤った—主張をする：

「海の魚っていうのはもともと海草なんかを食べて、いわゆるヨウ素がたっぷりあるんです。身体の中に。・・・ですから、新たに放射性ヨウ素が出てきても、ま、それをですね、体の中に取り込みにくいですね」 (中川恵一氏、日本テレビ、2011年3月28日)

「100mSv以下では明らかな発ガンリスクは起こりません」 (山下俊一氏、二本松市講演, 2011年5月3日、同様の「見解」は多数)

事故後の語り

1. 事故の責任者が被害者に語りかけ、被害者に代わって被害者の問題を決めること
 - ❖ それによって責任は問われず
 - ❖ 社会的責任は問われず
2. 狭義の健康被害に限定された「問題」は個人化された
 - ❖ 健康被害に限定された
 - ❖ 権利侵害に限定された
3. 放射線の健康被害に関する不適切な情報が広められた
 - ❖ 政治的意図（？）により科学的知見が保古にされた

目次

- ❖ 答えを要する大きな問題
- ❖ 東電福島第一原発事故の性質
- ❖ 社会的現実としての言語と法
- ❖ 不当に略奪された事故後の語り
- ❖ 語りの錯乱から政治的・法的混沌へ
- ❖ リスクコミュニケーションという茶番

政治的・法的混沌

「一般公衆は「1mSv」よりも被曝をササアゲた方がいいと
いうの法令を、それが侵害されているからと
リシーいって、適切な手続きなしに変更する
標とでことは、法的に（だけでなく社会的に
ていまも知的にも）妥当ではありません
「非常時
う。」（丹羽大貫名誉教授、北海道新聞、2013年1月7日）

政治的・法的混沌

❖ 日本には関連政策の原則が存在します

「既存の汚染レベルや濃度の警報的な基準値以下で人の健康問題を生じるかまたはそれに寄与する可能性があるという証拠が増えており・・・我々は、暴露の予防こそが子どもを環境の脅威から守る唯一かつ最も効率的な手段であることを断言する」(G8マイアミ宣言, 1997年)

政治的・法的混沌

- ❖ 日本には関連政策の原則が存在します
- ❖ 「予防的対策」は第二次（2000年12月22日）、第三次（2006年4月7日）環境基本計画において重要な柱の一つで、第四次環境基本計画（2014年4月27日）にも引き継がれている

「このような環境影響が懸念される問題については、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきである。」

政治的・法的混沌

「原子力の損失が自動車利用の損失とさほど違わないものであることはたしかだろう。しかし、交通事故で人が死ぬから自動車の使用を止めろ、といった意見はおよそ聞いたことがない。・・・原子力を自動車と同じように重要だ、と理解してもらうことが必要である。」（茅陽一地球環境産業技術研究機構理事長、『日本原子力学会誌』54(8), 2012巻頭言)

政治的・法的混沌

- ❖ 法的な裁定では、以下のような要因が考慮されます
 - ❖ 被害者の立場の非交換性
 - ❖ 被害の回避困難性
 - ❖ 加害行為の利潤性
 - ❖ 加害行為の継続性
 - ❖ 被害の予測不可能性
 - ❖ 代替手段の有無

政治的・法的混沌

- ❖ 一般公衆の追加被爆限度 1 mSv / 年
- ❖ 放射線管理区域基準5.2mSv / 年
 - ❖ これらは日本社会における判断の基準として拘束力を持ち続けています

政治的・法的混沌

- ❖ 事故「収束」宣言 (野田佳彦元首相, 2011年12月16日)
- ❖ 「汚染水は完全にブロックされている」 (安倍晋三首相, 2013年9月7日, ブエノスアイレス)
- ❖ 「状況は完全にコントロールされている」 (安倍晋三首相, 2013年10月16日)

政治的・法的混沌

- ❖ 言語と法の義務拘束性が大規模に融解することで
 - 根拠のない主張が広まり
 - 法から逸脱した主張が広まり
 - あからさまな嘘さえ広まった
- ❖ さらに悪いことに、こうした主張が、政治的・社会的な意思決定において参照されている

目次

- ❖ 答えを要する大きな問題
- ❖ 東電福島第一原発事故の性質
- ❖ 社会的現実としての言語と法
- ❖ 不当に略奪された事故後の語り
- ❖ 語りの錯乱から政治的・法的混沌へ
- ❖ リスクコミュニケーションという茶番

リスクコミュニケーションの茶番

- ❖ 責任？ 緊急事態ですから忘れましょう。
- ❖ 法令と合意？ 緊急事態ですから忘れましょう。
- ❖ 科学？ 緊急事態ですし、我々が専門家ですから忘れましょう。
- ❖ 緊急事態？ 責任も、法令と合意も、科学も忘れて、都合の悪いものを隠したら、見えなくなりましたから、忘れましょう。

リスクコミュニケーションの茶番

❖ そうすると、こんなことまで言えるようになります。

「今回の原発事故は、私たちが「リスクに満ちた限りある時間」を生きていることに気づかせてくれたとも言える。・・・日本人が、この試練をプラスに変えていけることを切に望む。」

中川恵一氏、『毎日新聞』2011年5月25日

リスクコミュニケーションの茶番

- ❖ それでも、責任と法、科学的見解をうまく忘れられなかった人たちが少しいて、心配したり不満を表明したりしています。
- ❖ 我々は忘れてしまっって、それゆえそうした面倒な問題は存在しないのだから、こうした不満を言う分子に、我々が「『リスクに満ちた限りある時間』を生きている」と教え込めばよいはず
- ❖ それゆえ、解決策は、リスクコミュニケーション！

答えを要する質問

- ❖ 適切なリスクコミュニケーションが必要？
- ❖ 復興庁を中心に11省庁が数十億円規模のリスクコミュニケーション関連予算を要求（復興庁、2014年2月18日）
- ❖ 多数の「リスクコミュニケーション」プロジェクト
政府パンフレット、新聞紙上の政府公報、エートス、
ダイアログセミナー、・・・

最後に

- ❖ 言語と法の義務的拘束性が失われた荒野では
 - ❖ 無根拠な発言や現実と乖離した幻想が跋扈します
 - ❖ その幻想を広めるために「リスクコミュニケーション」（の茶番）も跋扈するようです
- ❖ 総体として、多くの主要メディアは、たぶん意識せず（ただしときに意識的に）これに加担してきました。